



山形県議会議員

うめつひろし 様津博士

県政・調査活動報告書

発行／様津博士事務所 発行責任者／様津博士
事務所／寒河江市元町三丁目3-3 大和ビル2階
電話／0237-84-7117 FAX／84-7118
URL <http://h-umetsu.jp> E-mail h-umetsu@io-net.or.jp

さらなる山形の 発展を目指して

新型コロナウイルスは商工業をはじめ多分野に大きな影響を与えており、家庭や職場、学校などにおいても感染リスクを防ぐため、新生活様式での対応が求められています。

私は今年度、総務常任委員会委員長を拝命しており、新型コロナ対策特別委員会座長として、県民の皆さん、そして様々な企業や各種協会、団体からコロナによる影響など現状の聞き取りをしました。その調査案件をまとめ、各種支援策や感染対策などの提言書を小委員会にて作成し、議長を通じて県当局に提出しております。

今後とも、感染抑止対策をしっかりとながら、経済を前に進めるべく努力してまいります。

令和2年度決算委員会（10月23日）にて決算総括質疑を行いました。質疑内容は以下の通りです。

令和二年決算特別委員会 総括質疑項目

① 私学振興の予算執行について（答弁者 総務部長）

② SNSを活用したいじめ相談体制の構築について（答弁者 教育長）

- (1) SNSを活用したいじめ相談の導入状況とその評価について
- (2) SNSを活用したいじめ相談体制のあり方といじめの認知件数の傾向について
- (3) 中学生のいじめ相談におけるSNSの活用について

③ 出生率向上に向けた子育て支援・少子化対策の取組みについて（答弁者 知事）

④ 児童虐待防止対策等について（答弁者 子育て若者応援部長）

⑤ 園芸農業研究所の整備と研究開発について（答弁者 農林水産部長）

※質疑・答弁の内容は紙面の関係上要約させていただきます。

SNS（ソーシャル・ネットワーキングサービス）を活用したいじめ相談体制の構築について

(1) SNSを活用したいじめ相談の導入状況とその評価について

現代社会では、家庭によつては小学生から携帯電話やスマートフォンを持つようになり、高校生ではほとんど生徒が所持している状況にあります。そして現在、交流サイト「LINE」などを通じて連絡などを取り合つことが主流となつてきています。

本県でもいじめを許さず、見逃さないため、定期的なアンケート調査や電話相談などを実施していますが、SNSを活用した相談体制は構築されておりませんでした。

令和元年度の、この期間の相談件数は639件ですが、そのうち対応が必要と考えられる実質的な相談166件について、学校に連絡し、学校で対応を行つてきました。

県教育委員会では教育センターで、教育相談員やカウンセラーによる電話相談を、平成19年度から開始し、24時間体制で実施しております。この相談件数をみると、7月から9月が1年の中で最も多く、令和元年度は593件あり、このうち、いじめや不登校など実質的な内容を伴つた相談は277件ありました。

「SNS等を活用した相談体制構築事業」を、7月からの月の3か月間としておられますのは、高校生にとつて夏季休業期間を挟んだこの時期が、生徒同士の人間関係の変化が特に起きやすく、夏休み明けにトラブルが多く

した。

令和元年度は、SNS導入対象の学校をどのように設定し、どう運用したのか。また、SNSと電話による相談件数はどのようになつているのか。さらに、導入した結果をどのように評価されているのか伺います。

なる傾向がみられることがこの期間に設定したものです。

SNSを活用したいじめ相談では、本人が特定されない安心感からか、悩みを相談しやすくなる一方で、いたずらなどの割合が大きくなることや、学校において個人を特定していくため、対応に苦慮するといった課題もありますが、相談のきっかけ作りになるものと評価しております。

がるよう取り組んでいる結果と考えております。

SNSを活用したいじめ相談については、学校におけるアンケート調査や面談、教育センターの電話相談などの通常の相談体制を、相談件数が多い時期や、学校への相談がしつこく、生徒が一人で悩むことが多い時期に補強するものと想っております。

(3) 中学生のいじめ相談におけるSNSの活用について

ただ今の教育長の答弁によると、昨年度における中学校のいじめの認知件数は高等学校と比較して約5倍以上となっています。

また、令和元年の月末の調査で、携帯電話の所持率は中学生で60・2%、小学生で29・2%となつておおり、所持率以上となっています。

(答弁者) 教育長
委員から提案いただいた、中学生のいじめ相談におけるSNSの活用について、生徒の発達段階等を考慮しながら、他県における実践事例や動向等も調査したうえで、研究してまいります。

(答弁者) 子育て若者応援部長
県内の児童相談所及び市町村が扱った児童虐待件数は、面前DVなど心理的虐待を警察が積極的に通告するようになった平成26年に、初めて通告件数が700件を、認定件数が400件を超えて以来、同水準で推移してきましたが、平成30年度は通告922件で前年度比44・5%の増、認定512件で61・0%の増。令和元年度は通告1,534件で前年度比66・4%の増、認定847件で65・4%の増となっております。

児童虐待防止対策等について

全国で少子化が進行するなかにあって、児童虐待が急増し深刻な社会問題となっています。

なかでも核家族化の進行などにより子育てに戸惑いがあるのも当然であり、孤立無援の中でストレスを抱え込まざるを得ない状況になつてゐるところもあるのではないか。

こうした状況を踏まえ、児童相談所において、業務量に見合つた体制強化がなっております。近年はいじめの定義が変更されたこともあり、認知件数は増加傾向にあります。平成30年末時点でのいじめ認知件数のうち、今年3月末点で解消しているものの割合は99・1%となつており、全国と比較して積極的にいじめを認知し、解消につな

が年々高くなっています。

SNSによる投稿が多く寄せられることを考えたとき、高校よりも要なっています。

そこで、本県における昨年度の児童虐待の通告件数と認定件数はどうよくなつてゐるのか。これまでの傾向も含めて、子育て若者応援部長にお伺いいたします。

また、児童虐待の早期発見と防止に向けた対策、そして児童相談所の体制強化などはどのように講じられたのか併せて伺います。

専門性向上を図るために、専門職員を配置し、その資質の向上を図ることが重要となつてきています。

(答弁者) 教育長
本県の令和元年度のいじめ認知件数は、小学校で9,975件、中学校で2,439件、高等学校で456件、特別支援学校で73件の合計12,943件となつております。近年はいじめの定義が変更されたこともあり、認知件数は増加傾向にありますが、平成30年度のいじめ認知件数のうち、今年3月末点で解消しているものの割合は99・1%となつており、全国と比較して専門性向上を図るために、専門職員を配置し、その資質の向上を図ることが重要となつてきています。

【初年度から現在までのSNSでのいじめの相談件数】

年度(期間)	登録者数	総連絡件数(a)	(a)のうち、県教育委員会が学校に対応を依頼した件数
平成30年度(11月1日～1月31日)	約1,800名	25件	25件
令和元年度(7月1日～9月30日)	約17,000名	639件	166件
令和2年度(7月1日～9月30日)	約17,000名	560件	44件

※連絡者は、公立高等学校の生徒のみ。※令和2年度は、8月末現在。

【過去3年の小中高ごとのいじめの件数の推移】

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成29年度	4,033件	1,750件	465件	81件	6,329件
平成30年度	7,765件	2,133件	503件	95件	10,496件
令和元年度	9,975件	2,439件	456件	73件	12,943件



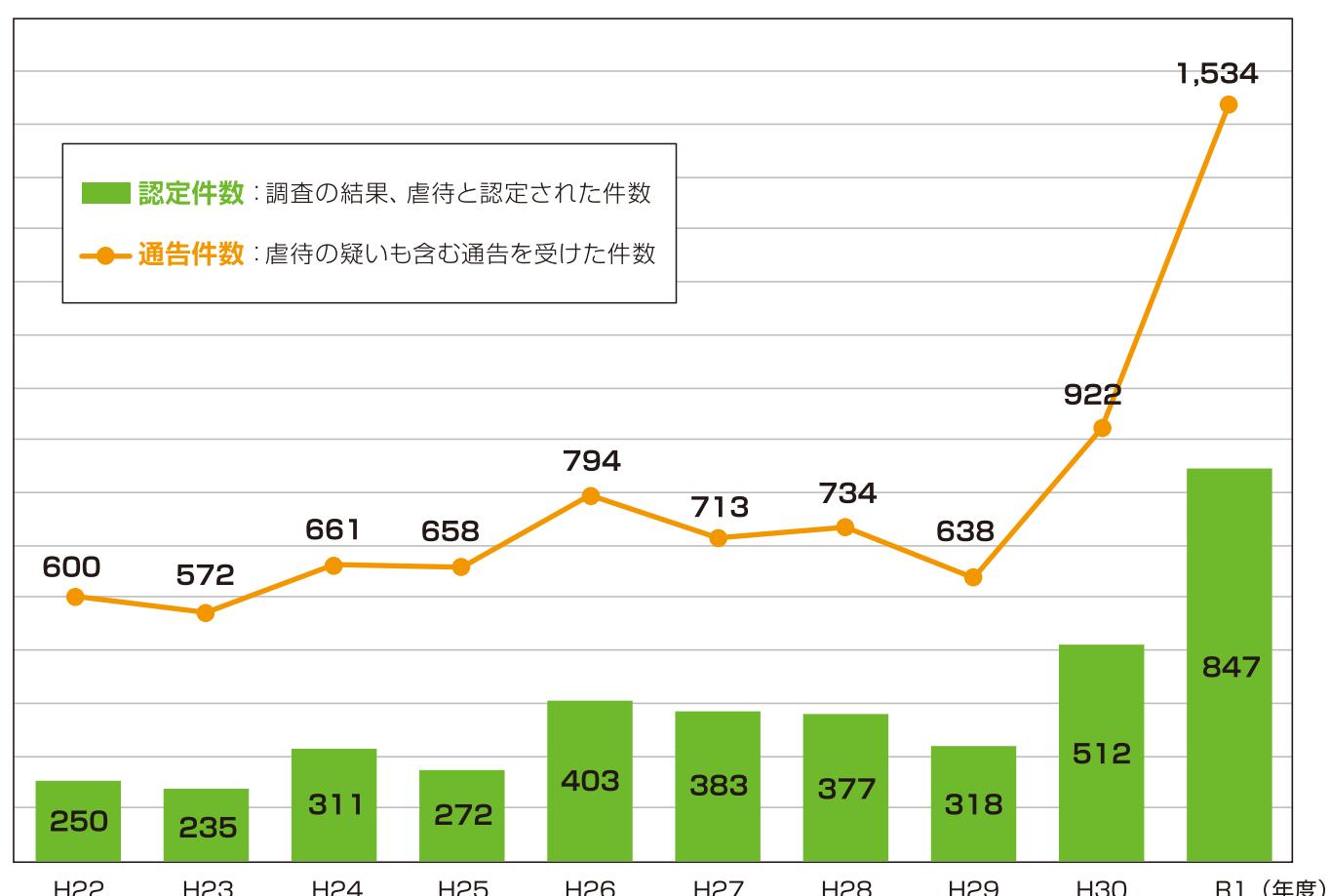
(答弁者) 子育て若者応援部長
県では、児童虐待の防止と早期発見に向けて「子育て世代包括支援センター」の、市町村への設置を働きかけてきましたが、全国的にも早く、昨年度末までに全市町村に設置され、個々のご家庭の不安や悩みに、より即した関わりが持てるようになっております。

次に、児童相談所の体制強化として、専門職員を積極的に採用し、昨年度からの2年間で、児童福祉司を8人、児童心理司を3人増員いたしまし

た。これにより、2人担当制として困難ケースへの対応を強化するとともに、児童を保護する「介入」と保護者等への「支援」の役割を分担するなど、機動性と専門性を高めております。

現在、新型コロナの影響により児童虐待の増加が懸念されておりますが、

児童相談所が市町村の「要保護児童対策地域協議会」と連携し子どもの見守りを強化しているほか、SNSなどを活用して一〇〇(じゅうはや・く)や相談・支援機関の情報を発信するなど、虐待の防止と早期対応に努めております。



園芸農業研究所の整備と研究開発について

園芸農業研究所の整備と研究開発について

このたび、園芸農業研究所に研究棟が新築され最先端の研究機器が導入されたと聞いておりますが、今後、どのような研究開発を行つか伺います。

このたび、園芸農業研究所に研究棟が新築され最先端の研究機器が導入され、老朽化が進んでいたこ

月に設立され、老朽化が進んでいたことから昨年度末に本館が新設されました。

山形県立園芸試験場は昭和40年4

月に設立され、老朽化が進んでいたこ

とから昨年度末に本館が新設されま

した。

園芸農業研究所のこれまでの主な

研究成果を見ますと、オリジナル品種

の開発では、さくらんぼの「紅秀峰」、

「やまがた紅王」、西洋なしでは「メロ

ウリッヂ」などが上げられます。また、

栽培技術では、G-登録でも大切なポ

イントとなつた「ラ・フレンス」の収穫

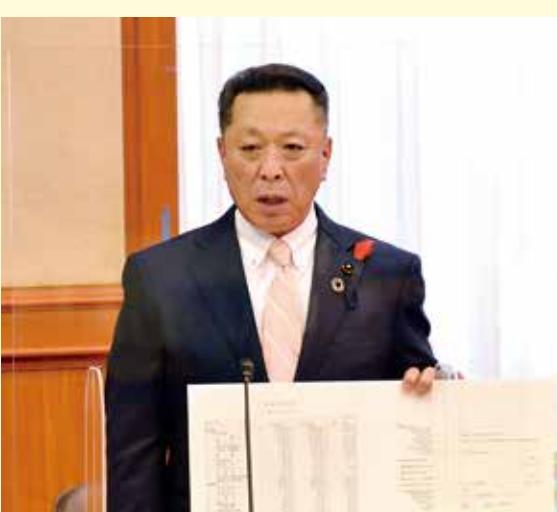
適期判定や予冷追熟技術、すいとのト

ンネル密閉栽培や、「啓翁桜」の促成

栽培技術など、本県の園芸農業の発展

に大きな成果を上げています。

園芸農業研究所のこれまでの主な研究成果を見ますと、オリジナル品種の開発では、さくらんぼの「紅秀峰」、「やまがた紅王」、西洋なしでは「メロウリッヂ」などが上げられます。また、栽培技術では、G-登録でも大切なポイントとなつた「ラ・フレンス」の収穫適期判定や予冷追熟技術、すいとのトンネル密閉栽培や、「啓翁桜」の促成栽培技術など、本県の園芸農業の発展に大きな成果を上げています。



能力の一層の向上に向け、ゲノム解析など最新鋭の研究機能を備えた本館の再整備をはじめ、高度環境制御・品質評価・ICT拠点棟、果樹の生育をコントロールできる果樹環境制御栽培棟、研究成果を広く農業者の皆さんに広めるための研修棟など、一連の整備を行い、名称を「園芸試験場」から「園芸農業研究所」に改め、本年7月にリニューアルオープンいたしました。

新たな研究所では、「日本を代表する新品種の開発」を将来ビジョンとして掲げ、産地の活性化と発展につながる技術開発に向け、5つの方向性を定め、研究開発を進めてまいりたいと考えております。

第1に、国内外の産地間競争の激化に打ち勝つための、世界一の大玉さくらんぼ、皮ごと食べられる赤系のぶどうなど、これまでにない特長を持つ高品質な品種開発による山形ブランドの形成。

第2に、ロボット収穫を見据えた

さくらんぼの省力樹形の開発など、

超省力・低コスト技術や軽労化技術の開発。

第3に、環境制御などスマート農業

の技術革新を取り込んだ、野菜・花きのスマートハウスによる高品質・多収

品種や技術開発の場面においても、研究の高度化や新たな手法の導入

などをしていかなければならぬと思います。

第4に、需要や消費拡大につながる

技術の開発。

このたび、園芸農業研究所に研究棟が新築され最先端の研究機器が導入され、老朽化が進んでいたことから昨年度末に本館が新設されました。

このたび、園芸農業研究所に研究棟が新築され最先端の研究機器が導入され、老朽化が進んでいたことから昨年度末に本館が新設されました。

《 令和2年2月定例会代表質問で条例改正を提案 》

～ 山形県迷惑行為防止条例の一部改正～

私は、本年2月定例会の代表質問で、「山形県迷惑行為防止条例」の一部を時代に合った条例内容に改正すべきと提案いたしました。

――昨年、山形県教育委員会は、学校内で女子生徒のスカートの中を小型カメラで盗撮したとして、村山地域の県立高校の男性教諭を懲戒免職としました。

そのような行為を規制する迷惑防止条例について、本県を含む16の県が、学校や会社などの事務所で、盗撮を規制対象としていませんでした。

全国の迷惑防止条例の盗撮に関する条文を調べた結果、全条例が「公共の場所、乗り物」での盗撮を規制している一方で、学校や事務所については、「公共の場所」、すなわち、不特定多数の人が出入りする場所に含まれないと解釈されるため、25都道府県では別の条文で改めて規制していました。

学校や事務所をはじめ、どのような場所を対象とするか早期に改正して、盗撮の被害抑止対策をとる必要があると提案しました。

その結果、本年9月定例会において、条例の改正を指摘した「山形県迷惑行為防止条例」の一部を改正する条例が可決され、学校や事務所における盗撮などの規制が設けられました。

資料 議第 126 号

山形県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要

1 卑わいな行為の禁止（第3条）

	現 行	改正後
(1)	<p>公共の場所等又は公共の乗物における次の行為を規制</p> <p>①痴漢行為 ②衣服等で覆われている人の下着等をのぞき見し、又は撮影する行為 ③その他卑わいな言動</p>	<p>公共の場所等にいる人又は公共の乗物に乗っている人に対する次の行為を規制^(※1)</p> <p>①、②同左</p> <p>③のぞき見、撮影する目的で写真機等を設置し、又は向ける行為 【追加】</p> <p>④その他卑わいな言動</p>
(2)	規制なし	<p>学校、事務所その他特定かつ多数の人が出入りすることができる場所にいる人又はタクシーその他特定かつ多数の人が利用することができる乗物に乗っている人に対する次の行為を規制 【追加】</p> <p>①衣服等で覆われている人の下着等をのぞき見し、又は撮影する行為 ②のぞき見、撮影する目的で写真機等を設置し、又は向ける行為</p>
(3)	公衆が利用することができる浴場、便所、更衣場その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいる場所におけるのぞき見、撮影行為を規制	<p>浴場、便所、更衣場その他人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態でいる場所にいる人に対する次の行為を規制^{(※1) (※2)}</p> <p>①当該状態でいる人の姿態をのぞき見し、又は撮影する行為 ②のぞき見、撮影する目的で写真機等を設置し、又は向ける行為 【追加】</p>

(※1) 改正後は、被害者が公共の場所等にいれば、加害者が離れた場所にいても規制の対象となる(現行は、被害者と加害者が同じ場所にいる必要あり)。

(※2) 改正後は、公衆が利用する浴場、便所等以外の浴場、便所等も規制の対象となる。

2 嫌がらせ行為の禁止（第9条）

特定の者に対する次の嫌がらせ行為を新たに規制する。

- (1) 住居等の付近をみだりにうろつく行為
(2) 拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールの送信等^(*)をする行為
^(*) 電子メールやSNSメッセージの送信、ブログへの書き込み等
(3) 性的羞恥心を害するような電磁的記録(画像、動画)の送信。なお、記録媒体(DVD等)の送付についても明確化する。

3 罰則の引き上げ(第10条)

下着等を撮影された場合、その画像がインターネットで瞬時に拡散される危険性があり、悪質性が高いことから、撮影する行為について罰則を引き上げる。

(改正後) 常習以外: 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(現行: 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

(改正後) 常務幹事より、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(現行:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

【施行日】 令和3年2月1日

※この報告書は自然保護のため再生紙を使用しております。

〒991-0053
大和ビル2F
福島市元町二丁目3番1号

今後の円滑な県政運営のため、皆様の貴重なご意見ご要望など何でもお寄せ下さい。

山形県議会のホームページより過去の議会の録画を見るることができますのでご覧ください。(下の二次元コードを読み込むと「山形県議会配信」の画面が表示されます。)



があると捉えております。

残念なことに、児童虐待の認定件数が令和元年度は847件と大幅に増加してしまいました。この背景には、全国的に痛ましい児童虐待死事件が相次いで報道されたことにより、県民皆様の児童虐待に対する認知度と、虐待を発見した場合の通告に対する意識が一気に高まったこと。児童相談所や市町村と警察や保育所・学校等関係機関との連携が密になり、虐待が心配される子どもについては、速やかに通告されるようになつたことなどがあると捉えています。

